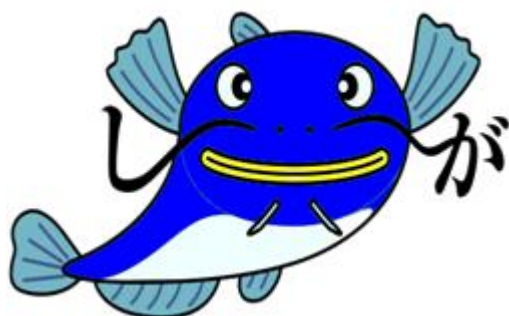


公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会

(他団体からの寄付等に関する規程)



令和8年10月7日 施行

他団体からの寄付等に関する規程

令和 8 年 10 月 7 日施行

(総 則)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会（以下「法人」という）が他団体からの寄付等に関する基準を定めるものとする。

(適 用)

第2条 基本、公益法人認定第 5 条第 3 号・第 4 号に則り、不相当な利益の供与に当たらず、事業の目的及び内容が法人の定款第 4 条に定める事業に合致するものであれば、法人は他団体の事業に対して寄付を行うことができる。

(寄付の定義)

第3条 前条に則り、理事会で認められたもの（寄附金・物品・資料等）とする。

(寄付等を行うことができる他団体)

第4条 法人が寄付等を行うことができる他の団体は、前 2 条および、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、及び地方公共団体
- (2) 公社、公団、その他の特殊法人
- (3) 学会、その他の公益法人
- (4) その他、理事会が認めた団体

(認可基準)

第5条 他団体から寄付等の依頼があった場合には、次の(1)に掲げるいずれかに該当し、かつ(2)に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、その承認を個別に判断する。

(1) 承認することができる場合

- ① 団体の活動が、定款第 4 条に合致するものと認められるとき。
- ② 団体の活動が、公益性があると認められるとき。

(2) 承認できない場合

- ① 団体の活動が営利目的と認められるとき。
- ② 団体の活動が少数者の利益のみを目的とすると認められるとき。
- ③ その運営方法が、公正でないと認められるとき。
- ④ その他、理事会で適当でないと判断されたとき。

(寄付等の申請)

第6条 寄付を申請しようとする団体は、法人に対し事業概要を添え申請書を提出すること。

(事業報告)

第7条 寄付を行った団体は、事業終了後すみやかに法人に対し事業報告書を提出すること。

2. 提出された報告内容は、理事会にて報告される。

(会計報告)

第8条 寄付を行った団体は、事業終了後すみやかに法人に対し事業の決算報告書を提出すること。

2. 提出された決算報告書は、理事会にて報告される。

(捕 捉)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、原則、理事会にて協議し決定する。

2. この規程の改廃は、原則理事会の決議を経て行う。
3. 改廃に際し、会員の同意が必要な場合は、総会の決議を経て行う。

附 則

1. 本規程は総会の承認を得て令和 8 年 10 月 7 日から施行する。